

## 天理市住宅改修支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、天理市が住宅改修支援事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 天理市は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第75条第1項第3号及び第94条第1項第3号に規定する住宅改修費の支給の申請に係る申請書に添付する理由書を作成した者に対し、介護保険住宅改修支援事業費（以下「支援事業費」という。）の支給を行う。

(支給対象者)

第3条 支援事業費の支給を受けることができる者は、理由書作成日時時点で居宅介護支援又は介護予防支援の提供を受けていない住宅改修費の支給を申請する者に対して理由書を作成した以下の者とする。

- (1) 介護支援専門員
- (2) 地域包括支援センター職員
- (3) 福祉住環境コーディネーター2級以上の資格を有する者
- (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずる資格を有すると市長が認める者

(支給額)

第4条 支援事業費は、1件につき2,000円とする。

(支援事業費の申請)

第5条 支援事業費を請求しようとする事業所は、介護保険住宅改修支援事業費支給申請書(様式第1号)を天理市に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請後に、支援事業費の支給対象外となる事由が生じた場合、当該申請者は、速やかに介護保険住宅改修支援事業費申請取下届（様式第2号）を天理市に提出しなければならない。

(支援事業費の支給決定)

第6条 天理市長は、前条の申請を受理したときは、内容を審査し、支援事業費を支給するときはその支給額を決定し、その結果を介護保険住宅改修支援事業費支給決定通知書(様式第3号)により当該事業所に通知しなければならない。

(資料の提供等)

第7条 天理市長は、前条の審査を行うときに必要であれば、事業所に対して、必要な文書の閲覧、資料の提供又は報告を求めることができる。

(支援事業費の請求)

第8条 事業所は、第6条の支給決定の通知を受けたときは介護保険住宅改修支援事業費請求書(様式第4号)により天理市に支援事業費を請求できる。

(支援事業費の不支給決定)

第9条 天理市長は、第6条の審査の結果、支援事業費を支給しないことを決定したときは、その結果を介護保険住宅改修支援事業費不支給決定通知書(様式第5号)により当該事業所に通知しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、天理市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。